

全国老施協発第 2015 号

令和 6 年 12 月 10 日

各都道府県・指定都市

老人福祉施設協議会 会長

デイサービスセンター協議会 会長

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

会 長 大 山 知 子

(公印省略)

### 令和6年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要請活動について

平素より本会の活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 3 日付け JS-Weekly 号外 R6-3「厚生労働省、経済対策の年度内予算化に向けた速やかな検討を各自治体に要請」でご案内させていただきましたとおり、厚生労働省は補正予算の成立に先駆けて、下記 2 つの事務連絡を都道府県・市町村へ発出し、早期の予算成立に向けた検討を速やかに進めるよう要請しています。

- ① 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合経済対策について（介護保険最新情報 vol.1334）
- ② 介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（介護保険最新情報 vol.1335）

全国老施協では、賃上げ・物価高騰対策を要所に要請をしているところであり、特に上記②においては、過年度の実態から財政支援の際には自治体間の取組に差が生じないような配慮を要請してきたところです。

しかしながら昨年度の実態が示す通り、重点支援地方交付金の活用は各自治体の判断（予算計上のメニューや優先順位、濃淡）に委ねられています。また国の予算は昨年度補正より 1,000 億円増額の 6,000 億円が計上されているものの、推奨事業のメニュー数も増加している中で、高齢者福祉・介護施設等への支援を十分行っていただくためにも、それぞれの自治体に対して要請活動を行うことが非常に重要です。

つきましては、重点支援地方交付金に関する要請活動のポイントを下記のとおりお示ししますので、各都道府県・指定都市老人福祉施設協議会（以下「老施協」という）・デイサービスセンター協議会（以下、「デイ協」という）におかれましては、足元の物価高騰を適切に反映した支援を実現するために、それぞれの自治体の実情に合わせた取組を展開されますよう、特段のご配慮を御願ひ申し上げます。

記

## 1. 要請活動の方法と対象者

要請活動は、要請書（ひな型）と国の通知文に基づいて、要請先に対して要請内容を説明して理解を求めていくことが基本となります。

その対象者は下記のとおりです。①自治体内部の担当部局に対して行うだけでなく、②首長、③地方議会、④地方議員に対して行うことが有効です。

- ① 自治体内部の担当部局には直接出向いて要請します。担当部局は、担当窓口である職員のほかに管理者等がいますので、丁寧に理解を求めることが重要です。
- ② 首長は決定権者なのでその判断は大変大きく非常に効果があるものと思われませんが、首長への要請は各自治体でルールがありますので、あらかじめアプローチ方法を調べた上で対応します。
- ③ 地方議会に対しては、通常、議会請願という手続きが定められておりますので、地方議会事務局に確認の上でそれに沿って対応します。
- ④ 地方議員に対しては、高齢者福祉・介護に理解があり、発言力のある議員を探して要請をすることが効果的です。

なお、要請書（ひな型）は各都道府県・指定都市等の状況に合わせ、必要に応じて加筆修正のうえご活用ください。

## 2. 要請活動の時期

各自治体の2月補正に向けて、速やかな要請活動が望ましいと考えております。

## 3. 厚生労働省による自治体への周知

厚生労働省は介護保険最新情報 vol.1335 において、「光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料費等）高騰への支援事業」、「食材料費高騰への支援事業」の2つのメニューを各都道府県・市町村において対応いただきたい標準として示すとともに、令和5年度の各自治体の実績を図表化（該当3～5頁）して公表することで、足元の物価高騰を適切に反映した金額の支援を呼びかけています。

また、介護保険最新情報 vol.1334 においても、介護人材の確保は喫緊の課題であり、更なる賃上げに向けた取組等を進めていくために、年度内の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう呼びかけています。

※ 本通知、要望書（ひな型）、介護関係団体連名要望書、関係通知はメールにてお送りいたします。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 (担当：松岡、佐々木、吉沢、高橋) 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7階 Tel : 03-5211-7700 / Fax : 03-5211-7705 / mail : js.03@roushikyo.or.jp
--